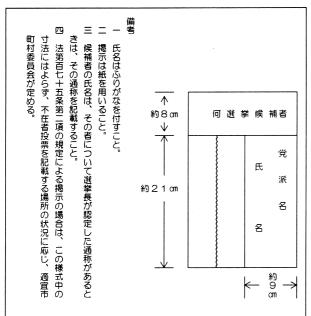
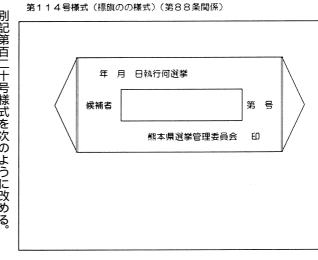
第120号様式(衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の氏名掲示の様式) (第100条関係)

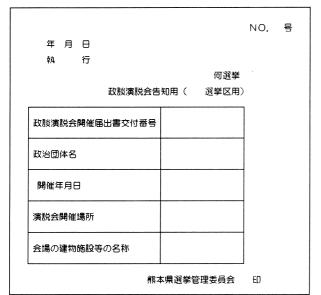


別記第百二十号様式を次のように改める。

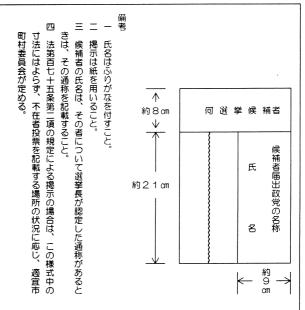
別記第百三十二号様式を次のように改める



第132号様式(政談演説会告知用立札・看板等の表示の様式)(第11 4条関係)



第121号様式 (衆議院小選挙区選出議員の選挙の氏名掲示の様式) (第 100条関係)



別記第百二十一号様式を次のように改める。

(施行期日) 附

則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第二十八号

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。 平成十四年三月二十九日

熊本県選挙管理委員会委員長 宮 本 卓 治

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程(昭和三十一年熊本県選挙管理委員会告示第

四五2」を「法45」に改め、「令五五2」を「令55 「法一四八2」を「法148」に改める。 十九号)の一部を次のように改正する。 一六四の五3、一六四の七2」を「法141、164の5 、 本文中「法一八2」を「法18 」に改め、「法四〇1」を「法40 」に改め、「法 1 6 4 の 7 」に改め、「法一四一、 」に改め、

(施行期日) 附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県監査委員告示第十号

熊

ように定める。 熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次の

平成十四年三月二十九日

熊本県代表監査委員 島 紀

熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程(昭和六十一年熊本県監査委 熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三条 (見出しを含む。)中「公務員」を「公務員等」に改める。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

第四条第三項に次のただし書を加える。

の存否を明らかにしない不開示決定通知書) 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号の二様式 (行政文書

> 二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 不存在による不開示決定通知書) 別記第四号の三様式(行政文書の

別記第四号様式中 やの句

祖

⊞

条例第 10条に該当

を やの句

に改め、

同様式の

温)

次に次の二様式を加える。

査委員に対して異議申立てをすることができます。

備光

担当課等

(電話番号

(内線)

備光

担当課等

(電話番号

(内線)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県監

行政文書の名称その他行 政文書を特定するに足り る事項

| 行政文書の存否を明らか にできない理由

別記第4号の2様式 (第4条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書 熊本県監査指令 第 号 住所 住所 氏名 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存 否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示し
過知書 に県監査指令 第 号 行 に、当該請求に係る行政文書の存 では、当該請求に係る行政文書の存

ないことと決定しましたので通知します。

파

熊本県代表監査委員

条例第10条に該当

型

<u>#</u>

(日本工業規格A4)

別記第4号の3様式 (第4条関係)

熊本県監査指令	行政文書の不存在による不開示決定通知書	
胀		
神		

氏名 住所

理していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しま したので通知します。 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管

Я ш

熊本県代表監査委員

丑

行政文書の名称その他行 政文書を特定するに足り る事項

| 行政文書を管理していな | い理由 (理 由) 作成又は取得していないため 保存年限満了による廃棄のため その他

査委員に対して異議申立てをすることができます。 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県監

(日本工業規格A4)

附即

条本文の政令で定める日から施行する。 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成十三年法律第百四十号)附則第一1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、独立

ては、なお従前の例による。 規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求についよる改正後の熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の規定は、この2 この規程 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。)に

熊本県監査委員告示第九号

平成十四年三月二十九日熊本県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

熊本県代表監査委員と松島

紀男

熊本県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の改正) いう。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」と第一条

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

の形式をとっている表及び様式については、適用しない。2.前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書き

(用字及び用語の整理)

改める。 第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに

右欄	十二 下欄
左欄	十一 上欄
下記	十 左記
	れているものに限る。)
上記	九 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いら
	れているものに限る。)
次	八 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いら
	は億
	当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又
	ニ 数字の表記として用いられている万又は億で
	き換えての表現がみられないもの
める。)	ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置
数点を表す中点はピリオドに改	ロ 熟語の一部をなしているもの
マによって区切るとともに、小	イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの
読点は削り、三けたごとにコン	に掲げるものを除く。)
アラビア数字 (漢数字を区切る	七 漢数字 (一の項及び二の項に定めるもの及び次
	いられている当該文字
	用いられている文字及びこれを引用するために用
五十音順による片仮名	六 表中その内容を第二次の段階で細分するために
	いられている当該文字
字	用いられている文字及びこれを引用するために用
左右を括弧で囲んだアラビア数	五 表中その内容を第一次の段階で細分するために
	る当該文字
よる片仮名	いる文字及びこれを引用するために用いられてい
左右を括弧で囲んだ五十音順に	四 号を第二次の段階で細分するために用いられて
	る当該文字
	いる文字及びこれを引用するために用いられてい
五十音順による片仮名	三 号を第一次の段階で細分するために用いられて
字	
左右を括弧で囲んだアラビア数	二 号番号として用いられている漢数字
AND K	る漢数字
アラビア数字	一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられ

十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、 「ユ」又は「ヨ」 促音に用いる「つ」又は「ツ」 | それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、 それぞれ「っ」又は「ッ」 「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」

- 2 同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、
- 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、監査委員が別に定める。

部分については、適用しない。

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、 監査委員が定める。

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県営熊本城プール使用規則を廃止する規則をここに公布する

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第九号

平成十四年三月二十九日

熊本県営熊本城プール使用規則を廃止する規則

熊本県営熊本城プール使用規則(昭和四十五年熊本県教育委員会規則第八号)は、

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第十号

熊本県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」 いう。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。 (形式の改正)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 文字の配置とする。 いう。) における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」と 既存規則における
- 2 の形式をとっている表及び様式については、適用しない。 前項の規定は、既存規則において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書き

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに

□ 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字 五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている当該文字 五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている当該文字 「いられている文字及びこれを引用するために用いられている方とを活弧で囲んだアラビア数カーを持っての内容を第二次の段階で細分するために用いられている当該文字 「いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字」に掲げるものを除く。) イ 固有名詞の一部又は全部をなしているものとに掲げるものを除く。) イ 固有名詞の一部をなしているものとに掲げるものを除く。) ・
--

										_
同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、	十四 促音として用いられている「つ」又は「ツ」	「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、	十二 下欄	十一 上欄	十 左記	れているものに限る。)	九 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いら	れているものに限る。)	八 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いら
での規定は法令の規定を引用する形式をとっている様式について、	それぞれ「っ」又は「ッ」	「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、	右欄	左欄	下記		上記		次

部分については、適用しない。

3 (雑則) 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定める。

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第四号

本庁各課(室)

各 地 方機関

県立学校

熊本県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。 平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令(以下「既存訓令」と いう。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」と 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

> 一 改正後訓令における文字 (符号を含む。以下同じ。) の配置は、既存訓令における いう。) における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。 文字の配置とする。

の形式をとっている表及び様式については、適用しない。 前項の規定は、既存訓令において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書き

(用字及び用語の整理)

第三条(既存訓令中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに

	ldi 億
	当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又
	ニ 数字の表記として用いられている万又は億で
	き換えての表現がみられないもの
める。)	ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置
数点を表す中点はピリオドに改	ロ 熟語の一部をなしているもの
マによって区切るとともに、小	イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの
読点は削り、三けたごとにコン	に掲げるものを除く。)
アラビア数字 (漢数字を区切る	七 漢数字 (一の項及び二の項に定めるもの及び次
	いられている当該文字
	用いられている文字及びこれを引用するために用
五十音順による片仮名	六 表中その内容を第二次の段階で細分するために
	いられている当該文字
字	用いられている文字及びこれを引用するために用
左右を括弧で囲んだアラビア数	五 表中その内容を第一次の段階で細分するために
	る当該文字
よる片仮名	いる文字及びこれを引用するために用いられてい
左右を括弧で囲んだ五十音順に	四 号を第二次の段階で細分するために用いられて
	る当該文字
	いる文字及びこれを引用するために用いられてい
五十音順による片仮名	三 号を第一次の段階で細分するために用いられて
字	
左右を括弧で囲んだアラビア数	二 号番号として用いられている漢数字
	ている漢数字
アラビア数字	一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられ

_											
	2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、	十四 促音として用いられている「つ」又は「ツ」	「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、 それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、	十二 下欄	十一上欄	十 左記	れているものに限る。)	九 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いら	れているものに限る。)	八 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いら 次
司長三り負から、り負もでをゾーり負いらトロり負もでり見官は去令り見官を引用する	の形式をとっている様式について、	それぞれ「っ」又は「ッ」	「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、	右欄	左欄	下記		上記		次
					笙			2			

- 部分については、 同表三の項がら六の項まで及び八の項がら十四の項までの規定は法令の規定を引用する
- 3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定める。 適用しない。

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会告示第四号

熊

本庁各課(室)

各 地 方機関

各 県立学校

熊本県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」 いう。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示 (以下「改正後告示」と 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

> 一 改正後告示における文字 (符号を含む。以下同じ。) の配置は、既存告示における いう。) における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

文字の配置とする。

の形式をとっている表及び様式については、適用しない。 前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書き

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに

章、節、条、表及び様式の番号として用いられ	アラビア数字
ている漢数字	
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数
	字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられて	五十音順による片仮名
いる文字及びこれを引用するために用いられてい	
る当該文字	
四 号を第二次の段階で細分するために用いられて	左右を括弧で囲んだ五十音順に
いる文字及びこれを引用するために用いられてい	よる片仮名
る当該文字	
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために	左右を括弧で囲んだアラビア数
用いられている文字及びこれを引用するために用	字
いられている当該文字	
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために	五十音順による片仮名
用いられている文字及びこれを引用するために用	
いられている当該文字	
七 漢数字 (一の項及び二の項に定めるもの及び次	アラビア数字 (漢数字を区切る
に掲げるものを除く。)	読点は削り、三けたごとにコン
イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	マによって区切るとともに、小
ロ 熟語の一部をなしているもの	数点を表す中点はピリオドに改
ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置	める。)
き換えての表現がみられないもの	
ニ 数字の表記として用いられている万又は億で	
当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又	
は 億	

给	それぞれ「っ」又は「ッ」	十四 促音として用いられている「つ」又は「ツ」
	「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、	十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、
т	右欄	十二 下欄
	左欄	十一 上欄
_	下記	十 左記
_		れているものに限る。)
	上記	九 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いら 上記
		れているものに限る。)
にか	次	八 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いら 次

部分については、適用しない。 同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、

第四条(この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附貝

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

熊

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第十一号

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。(旅本県立装飾古墳館条例施行規則(平成三年熊本県教育委員会規則第二十号)の一部を

第二条に次の一項を加える。

置く。 2 歴史公園鞠智城・温故創生館(以下「温故創生館」という。)に文化財整備交流課を

改め、同項第二号及び第四号中「資料」を「装飾古墳資料」に改め、同条学芸課の項の次財整備交流課」を加え、同条学芸課の項第一号中「「資料」」を「「装飾古墳資料」」に芸課」の下に「、文化財整備交流課」を加え、同項第七号中「学芸課」の下に「及び文化芸課」の下に「、文化財整備交流課」を加え、同項第七号中「学芸課」の下に「及び文化芸課」の下に「及び文化芸工業の政策を表達の項第五号中「(以下「施設等」という。)」を削り、同項第六号中「学

に次の項を加える。

文化財整備交流課

- 温故創生館及び鞠智城跡の運営に関すること。
- 一 温故創生館並びに鞠智城跡の施設及び設備の維持管理に関すること。 おおぼら (首) 7 7 単巻 ちゅく (漢字) [[1] できる)
- の収集、保存、展示及び専門的な調査研究に関すること。 鞠智城跡に関する資料その他古代文化に関する資料(以下,鞠智城跡資料」という。)
- 鞠智城跡資料に関する知識の普及啓発に関すること。
- 鞠智城跡の整備に関すること。
- 鞠智城跡の発掘調査に関すること。

第五条第一項中「装飾古墳館」の下に「及び温故創生館」を加える。

第六条第六号中「資料」を「装飾古墳資料、鞠智城跡資料」に改める。

第七条に次の一項を加える。

5

いては、副館長が専決することができる。(前条の規定にかかわらず、館長専決事項のうち、あらかじめ館長が指定した事項につ

に「及び温故創生館」を加える。第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項第一号、同項第三号中「装飾古墳館」の下のでは、

める。(第十四条中「及び施設等」を「並びに装飾古墳館及び温故創生館の施設及び設備」に改

附(則)第十五条第二項及び第十六条中「装飾古墳館」の下に「及び温故創生館」を加える。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第十一号

各

地

方

機(室)

本庁各課

熊本県生涯学習事務所処務規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

(趣旨)

熊本県生涯学習事務所処務規程

熊本県教育委員会委員長

今

村

潤

子

必要な事項を定めるものとする。第一条「この規程は、熊本県生涯学習事務所(以下「事務所」という。)の処務に関し、

(分掌事務)

次

長 主

事

主

時 幹

公印に関すること。 事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 所属職員の人事及び服務に関すること。
- 文書に関すること。
- 経理に関すること。
- 財産の管理に関すること
- 生涯学習情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 学習の機会の提供に関すること。
- 指導者の養成及び研修に関すること。
- 教材等の提供に関すること。
- その他生涯学習の推進に関すること。

(職員の職)

す る。 所 役付職員の職 表 主 般職員の職 任 主 事

2 役付職員の職及び一般職員の職は第一表に、専門的職員の職は第二表に掲げるものと

吏員の職として役付職員の職、一般職員の職及び専門的職員の職を置く。

第 表

社会教育主事	生涯学習審議員	役付職員の職
	社会教育主事補	一般職員の職

(職務)

第四条 所長は、熊本県教育委員会の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 生涯学習審議員は、 上司の命を受け、生涯学習に関する特命事項を審議する。
- 主幹及び参事は、 上司の命を受け、 担任事務を処理する。
- 社会教育主事は、上司の命を受け、担任事務を処理し、専門技術的な助言及び指導を
- 6 (専決事項) 一般社員の職にある職員は、 上司の命を受け、担任事務に従事する。

第五条 所長は、 次の事項を専決するものとする。

- 所属職員の担当事務の決定に関すること。
- 所属職員の服務に関すること。
- 所属職員の通勤手当及び住居手当の決定に関すること。
- 所属職員の旅行命令 (所長の県外旅行命令を除く。) 及び当該旅行に係る復命に関
- 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。

すること。

- 六 熊本県情報公開条例(平成十二年熊本県条例第六十五号)第十一条から第十五条ま
- での規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- 七 熊本県情報公開条例附則第七項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する
- 熊本県個人情報保護条例(平成十二年熊本県条例第六十六号)第十九条の規定によ
- 九 熊本県個人情報保護条例第二十五条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定 る個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- する通知に関すること。 熊本県個人情報保護条例第三十条の規定による個人情報の取扱いの是正の申出に対

等に関すること。

- 十一 第六号から第八号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び 写しの交付の承認に関すること。
- 十二 その他軽易な事項に関すること。

第六条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは次長がその事務を代決するこ とができる。

2 事務を代決することができる。 前項の場合において、次長が不在であるときは、所長があらかじめ指定した者がその

(雑則)

第七条この規程に定めるもののほか、 必要な事項は、別に定める。

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

ページ

六

上 段 正 誤

する規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。 平成十三年十二月二十六日熊本県人事委員会規則第四十三号 (熊本県へき地手当等に関

∆ ∓N							כו	1 0
						- - - -	_ 	ページ
						-	上	段
日から施行する。附則は、日から施行する。	施設	定する	二に規	五条の	食法第	学校給		
から施行する。 いり、別は、平成十四年一月の別別は、平成十四年一月の別別は、平成十四年一月の別別ののできます。					事務所	天草教育		正
- 四年 - 月 -				場	共同調理	維和学校		
	施設	定する	二に規	五条の	食法第	学校給		
					事務所	天草教育		誤
				場	共同調理	維和学校		

改正する約款)中に誤りがあったので、 平成十四年三月十五日熊本県告示第百九十二号 (熊本県公共工事請負契約約款の一部を 次のとおり訂正する。

の他の甲の解除権)」を付し、 第四十五条に見出しとして「(そ 正

条第一項中「前条第一項の」を 「第四十四条第一項又は前条第

同

「第四十四条第一項又は第一項 条第一項中の「前条第一項の」を

の」に改める。

ページ

段 下

五

の他の甲の解除権)」を付し、

同

ページ

段

七

上

2

前条第三項及び第四項の規定

用する。

は、前項による解除の場合に準

Ιţ 2

前項による解除の場合に準用 前条第二項及び第三項の規定

第四十三条に見出しとして「(そ

第四十三条に見出しとして「(そ

の一部を改正する約款)中に誤りがあったので、

平成十四年三月十五日熊本県告示第百九十四号(熊本県公共建築設計業務委託契約約款

次のとおり訂正する。

第四十五条に見出しとして「(そ

誤

項の」に改める。

平成十四年三月十五日熊本県告示第百九十三号(熊本県公共工事関係業務委託契約約款

の一部を改正する約款)中に誤りがあったので、

次のとおり訂正する。

第四十七条第二項中「第四十三

第四十七条第二項及び同条第七

条の」を「第四十二条又は第四十

条又は第四十二条の二の」に改め

項中「第四十二条の」を「四十二

第四十六条第二項及び同条第四

第四十六条第二項中「第四十二

第二項又は前条第一項の」に改め 項の」を「第四十二条第一項及び 条第一項中「前条第一項及び第一 の他の甲の解除権)」を付し、同

項の」に改める。

条第一項中の「前条第一項の」を の他の甲の解除権)」を付し、同

第四十二条第一項又は前条第一

誤

三条の2の」に改め、同条第七項 条の」を「第四十三条又は第四十 三条又は第四十三条の二の」に改 項中「第四十三条の」を「第四十

場合は、この限りではない。

様とする。ただし、次に掲げる らない。業務が完了した後も同

> 場合は、この限りではない。 様とする。ただし、次に掲げる

するときは、甲が契約を解除す

当する金額を支払わなければな るか否かを問わず、賠償金とし 業務委託料の十分の一に相

下

第四十八条 乙は、第四十三条の 二第一項各号のいずれかに該当

第四十七条の次に次の一条を加え (賠償の予約)

第四十八条 乙は、第四十三条の するときは、甲が契約を解除す 当する金額を支払わなければな るか否かを問わず、 らない。業務が完了した後も同 て、請負代金額の十分の一に相 二第一項各号のいずれかに該当 賠償金とし

(賠償の予約)

の見出しを「(相殺)」に改め、

十条を第五十一条に、第四十九条

第四十八条を第五十条に、第五

第四十七条の次に次の一条を加え

条の見出しを「(相殺)に改め、 十条から第五十一条に、

第四十八条を第五十条に、第五

第四十九

条又は四十三条の二に」に改め 中「第四十三条に」を「第四十三

める。

条又は第四十二条の二に」に改め 中「第四十二条に」を「第四十二 第四十七条を第四十九条に、第

二条の二の」に改め、同条第四項

శ్ఠ

四十九条を第五十条に、第四十八 第四十六条の次に次の一条を加え 条の見出しを「(相殺)」に改め、

第四十七条 乙は、第四十二条の 場合は、この限りでない。 様とする。ただし、次に掲げる らない。業務が完了した後も同 当する金額を支払わなければな るか否かを問わず、賠償金とし するときは、甲が契約を解除す て、業務委託料の十分の一に相 (賠償の予約) |第一項各号のいずれかに該当

శ్ఠ 四十九条を第五十条に、第四十八 第四十六条の次に次の一条を加え 条の見出しを「(相殺)に改め、 第四十七条を第四十九条に、 第

場合は、この限りでない。 様とする。 ただし、次に掲げる

第四十七条 乙は、第四十二条の 当する金額を支払わなければな らない。業務が完了した後も同 て、請負代金額の十分の一に相 るか否かを問わず、賠償金とし するときは、甲が契約を解除す (賠償の予約) 二第一項各号のいずれかに該当

印刷所

電話代〇九六十二八六十二三二一番株式会社 秀 巧 社熊本市国府四丁目一〇十一八

